

H29. 2. 14

平成28年度

山陽小野田市防災会議

平成29年2月14日（火） 13時30分～

山陽小野田市商工センター3階講堂

会議次第

日 時 平成29年2月14日(火)

13時30分~

場 所 山陽小野田市商工センター3階講堂

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

○ 審議事項

山陽小野田市地域防災計画の修正について

| | 頁 |
|------------------------|---|
| 1 山口県地域防災計画に係る修正 | 1 |
| 2 河川の特別警戒水位等の見直しに伴う修正 | 4 |
| 3 避難準備情報・避難指示名称変更に伴う修正 | 6 |
| 4 気象注意報・警報の基準の変更に伴う修正 | 7 |
| 5 職員の配備体制の見直しに係る修正 | 8 |

○ その他

報告 平成28年度山陽小野田市総合防災訓練の
実施について

..... 9

4 閉 会

[配布資料]

- ・山陽小野田市防災会議出席者名簿 及び 山陽小野田市防災会議座席表
- ・平成28年度山陽小野田市防災会議本資料
- ・山陽小野田市地域防災計画新旧対照表(案)別添1
- ・パワーポイント資料別添2

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

1 山口県地域防災計画に係る修正

山口県地域防災計画との整合性を図るため、所要の修正を行う。

(1) 火災予防対策

(第2編第17章「火災予防対策」)

消防力の充実・強化、消防組織の充実のため下記の内容を追加。

○予防要員、警防要員の確保

○県内広域消防相互応援協定の円滑な対応が図れるよう、市等は必要な運用体制の確立に努める。

○消防活動（防災活動）等において消防団が担う役割の重要さに鑑み、市（消防課）及び県は消防団員の確保、活性化に必要な対策を計画的に推進する。

(2) 雪害対策計画

(第3編第5章「雪害対策計画」)

平成27年に鹿児島県奄美大島で115年ぶりの降雪を観測したことや、昨年は東京都心では、平年よりも40日早い初雪となり11月としては明治8年の統計開始以来初となる積雪を観測したなど、普段積雪の少ない地域での降雪や積雪による被害が発生しているため下記の内容を追加。

○家屋の除雪計画

- ・連担地域の除雪計画として、市と県が屋根の雪おろし時期などについて相互に協議し、適切な排雪計画を樹立、実施に努める。
- ・公共施設の除雪対策として、公共施設の除雪についての基準を定め、管理者はその基準に基づき除雪に努める。
- ・屋根上の雪おろしや基幹線以外の道路除雪等の作業は、市民が一致協力して計画的に実施することが効果的であることから、市は、多降雪時において、「雪おろしデー」又は「市民除雪デー」を設定して、自主的な防災活動を促進する。

○なだれ対策計画

- ・巡視警戒体制のため、市は、消防機関、警察機関、土木機関等の関係機関と協力のもとに査察を行い、危険箇所の早期発見に努める。
- ・関係機関との連絡のもとに、「なわ張り」、「赤旗」等により標示し、住民、通行者に周知徹底を図るため危険箇所を標示する。
- ・なだれによる被害防止対策について、防災会議関係機関と緊密な連係を保ち、情報の交換、対策の調整に努める。
- ・なだれの発生により、市民の生活、交通確保の上に重大な支障を生じた場合は、早急な除雪対策を講じる。

○孤立対策計画

- ・市及び県は、積雪中必要な飯米の貯蔵確保、人工栄養乳児用粉ミルク、砂糖、生鮮食料品、保存食品、燃料の確保など食品・生活必需品等の確保対策を講ずる。

(3) 交通災害対策計画

(第3編第8章「交通災害対策計画」)

陸上交通災害対策及び鉄道災害・運転事故対策の強化のため県の措置として下記の内容を追加。

- 地元市町から自衛隊の災害派遣要請の依頼を受けたとき又は必要があると認めたときは、自衛隊に対し災害派遣を要請する。
- 地元市町から指定地方行政機関の職員の派遣についてあっせんを求められたときには、関係機関に対してあっせんを行う。

(4) 動物愛護管理計画

(第4編第7章「保健衛生・動物愛護管理計画」)

過去の災害において、ペットが飼い主と離れ離れになり、保護のため多大な労力と時間を要しただけでなく、不妊去勢処置がなされていない場合、繁殖により増加することで、住民の安全や公衆衛生上の環境が悪化することも懸念される。このような事態を防ぐために、災害時の同行避難を推進することは、動物愛護の観点のみならず、放浪動物による人への危害防止や生活環境保全の観点から必要であり、環境省が策定した『災害時におけるペットの救護対策ガイドライン』に基づき下記の内容を追加。

- 特定動物の逸走防止等

《飼養者》

災害の発生に際して、採るべき措置に関する計画をあらかじめ作成するものとし、災害が発生したときには、速やかに特定動物の保護並びに特定動物の逸走を防止する措置を行う。

《県》

被災において飼養又は保管を許可している特定動物について、逸走の事実又はそのおそれがないか速やかに調査し、逸走等の事態が生じている場合は、飼養者、関係機関と連携し、状況把握と必要な措置を講ずる。

- 被災動物の救護

《飼い主》

逸走した動物が飼い主のもとに帰ることができるようするため、名札やマイクロチップ等で所有者明示を行うように務める。また、避難する際は、動物の同行と適正な管理に努める。

《(公社) 山口県獣医師会》

飼い主不明や負傷した愛玩動物の保護、収容、治療等を行うため、動物救護本部を設置する。

《県》

(公社) 山口県獣医師会に協力し、飼い主不明や負傷した愛玩動物について、市、関係機関等と協力して保護し、動物愛護センター又は保健所の収容施設に収容すること、避難所を設置する市町と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正飼養の指導を行い、動物の愛護及び環境衛生の維持に努め、また、県単独では愛玩動物の救護に関する対策が十分に実施できない場合において、九州・山口 9 県災害時愛玩動物救護応援協定に基づき、幹事県に応援を要請する。

《市》

(公社) 山口県獣医師会に協力し、飼い主とともに避難した愛玩動物の収容施設を避難場所の隣接地に設置するよう努める。

(5) 被災者の生活再建計画

(第5編第2章「被災者の生活再建計画」)

災害により住居・家財等に被害を受けた者（個人）が、自力で生活の再建をするに当たり必要となる資金については、各種融資制度が設けられており、市及び県は、これら資金の融資が円滑に行われるよう、被災者に対する広報活動を実施するとともに、希望者に対しては、積極的に相談・指導等を行うものとされており、母子家庭と同様に、父子家庭の積極的な支援のため下記の内容を追加。

○父子福祉資金

配偶者のいない男子で、現に20歳未満の児童を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、合わせて扶養している児童の福祉を増進するため、父子福祉資金と同様に県が貸付けを行う。

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

2 河川の特別警戒水位等の見直しに伴う修正

(第3編第5章「水防計画」)

近年の出水状況、市町の避難勧告等の発令状況等を勘案し、国が改定した「危険水位等の設定要領」に基づき、避難勧告等の発令目安となる水位(特別警戒水位)を下記のとおり見直し。

〈見直しの背景〉

これまでの避難勧告等の発令目安となる水位が低く、市町が避難勧告等の発令を適切に判断することが困難であったことを踏まえ、実態に即した水位に見直すもの。

(1) 河川における水位設定(特別警戒水位)の見直し

| 現 行 | 見 直 し 後 |
|--------|---------|
| 避難判断水位 | 氾濫危険水位 |

※水防法に基づき指定された河川（県内44水系61河川）について、水位上昇速度等を総合的に考慮し、水位設定の見直しがなされた。

(2) 水防団待機水位（通報水位）、氾濫注意水位（警戒水位）

《見直し前》

| 河川名称 | 観測所名 | 水防団待機水位 (通報水位) | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 避難判断水位 (特別警戒水位) | 氾濫危険水位 (危険水位) |
|------|------|-------------------|------------------|--------------------|------------------|
| 有帆川 | 有帆新橋 | 2.4m | 3.4m | 4.2m | 5.5m |
| 厚狭川 | 厚狭大橋 | 1.8m | 3.1m | 3.2m | 4.5m |



《見直し後》

| 河川名称 | 観測所名 | 水防団待機水位 (通報水位) | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 避難判断水位 (特別警戒水位) (削除) | 氾濫危険水位 (危険水位) (特別警戒水位) (削除) |
|------|------|-------------------|------------------|--|---|
| 有帆川 | 有帆新橋 | 2.4m | 3.4m | (削除) | 5.5m |
| 厚狭川 | 厚狭大橋 | 1.8m | 3.1m | (削除) | 4.5m |

- ・水防団待機水位・・・各水防機関が水防体制に入る水位（水防法第12条第1項に規定された通報水位）
- ・氾濫注意水位・・・水防団待機水位（通報水位）を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべき水位（水防法第12条第2項に規定された警戒水位）
- ・避難判断水位・・・避難の必要も含めて氾濫に対する警戒を要する水位
- ・氾濫危険水位・・・洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位（水防法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当）

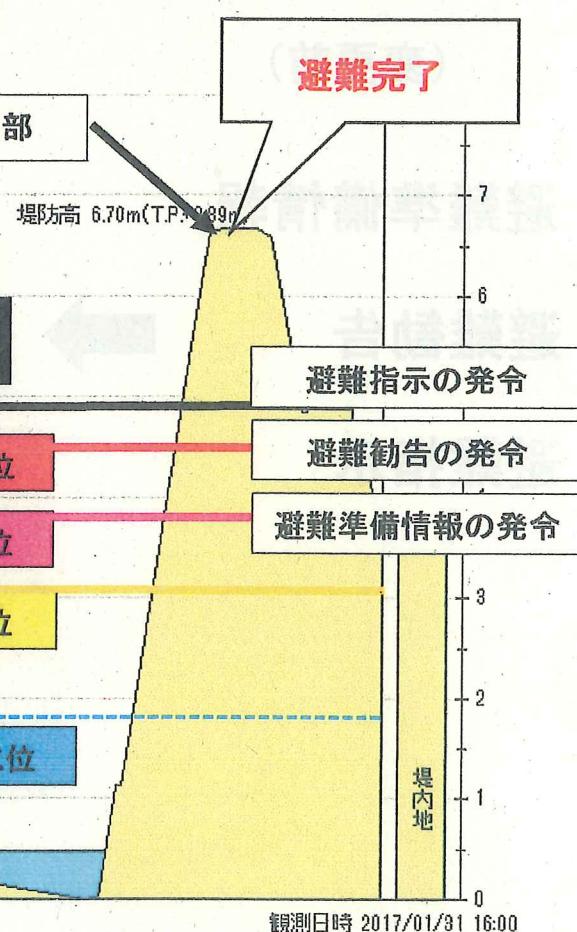
(3) 避難勧告等の発令と水位

| | 見直し前 | 見直し後 |
|-----------|--------------------|--------------------|
| 避難準備情報の発令 | 氾濫注意水位 (警戒水位) | 避難判断水位 |
| 避難勧告の発令 | 避難判断水位 (特別警戒水位) | 氾濫危険水位 (特別警戒水位) |
| 避難指示の発令 | 氾濫危険水位 (危険水位) | 地盤高 |
| 避難完了 | 堤防の最頂点部 | 堤防の最頂点部 |

《見直し前》



《見直し後》



[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

3 避難準備情報・避難指示名称変更に伴う修正

「避難準備情報」・「避難指示」の名称変更について

平成 28 年台風第 10 号による水害では、死者・行方不明者 27 人が発生するなど、東北・北海道の各地で甚大な被害が発生した。特に岩手県岩泉町では、グループホームが被災し、入所者 9 名が全員亡くなるなど、高齢者の被災が相次いだ。

「避難準備情報」の名称については、この台風第 10 号の水害において、高齢者施設において、命を守るために適切な避難行動がとられなかつたことにより、高齢者等が避難を開始する段階であるということをより明確にするため、避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン上で規定されている「避難準備情報」が平成 29 年 1 月に改訂され、「避難準備・高齢者等避難開始」に、「避難指示」が「避難指示（緊急）」に名称が変更された。

(変更前)

(変更後)

避難準備情報

避難準備・高齢者等避難開始

避難勧告

避難勧告

避難指示

避難指示 (緊急)

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

4 気象注意報・警報の基準の変更に伴う修正

(第3編第2章「災害情報の収集・伝達計画」)

高潮注意報・高潮警報基準潮位の変更

平成26年6月に、これまで台風などにより海水が逆流し浸水被害が発生していた本市の梶漁港海岸保全施設整備工事が完了したことや、山口県の高潮対策事業である護岸整備工事が進んでいること、高潮注意報発表時において、浸水害が発生した事例はないことから、当時の高潮注意報基準潮位での浸水被害が発生するおそれがなくなった旨の報告及び基準潮位の見直しを下関地方気象台に依頼し、気象台の現地調査を経て、平成27年7月に本市の高潮注意報・高潮警報基準潮位が下記のとおり変更された。

(1) 高潮注意報・高潮警報基準潮位

| | 変更前 | 変更後 |
|-----------|-------------------|-------------------|
| 高潮注意報基準潮位 | T.P + <u>2.1m</u> | T.P + <u>2.3m</u> |
| 高潮警報基準潮位 | T.P + <u>2.6m</u> | T.P + <u>2.8m</u> |

(2) 本市の高潮注意報・高潮警報発表回数

| | 高潮注意報 | 高潮警報 |
|-------|-------|------|
| 平成23年 | 17 | 0 |
| 平成24年 | 19 | 1 |
| 平成25年 | 36 | 0 |
| 平成26年 | 41 | 0 |
| 平成27年 | 8 | 1 |
| 平成28年 | 7 | 0 |

○平成23年～平成26年までの年平均高潮注意報発表回数 28.3回

○平成27年～平成28年までの年平均高潮注意報発表回数 7.5回

[審議事項]山陽小野田市地域防災計画の修正について

5 職員の配備体制の見直しに係る修正

(第3編第1章「応急活動計画」)

風水害に関する市職員の配備体制について、体制の見直しのため所要の修正を行う。

近年、全国において、極端な集中豪雨により、大きな人的・物的被害が発生するなど、豪雨災害の激甚化が進んでいる。

風水害対策に万全を期すため、役割分担を明確にした防災体制を構築し、より多くの部局の職員を積極的に活用することが必須であり、そのため風水害に関する市職員の配備体制について、災害警戒本部体制を水防本部体制に改め、水防本部設置前に警戒体制調整会議を設置する。

《見直し前》

| 体 制 | 配備部・課・職員 |
|----------|--|
| 第一警戒体制 | ・総務課・建設部（農林水産課含む） |
| 第二警戒体制 | ・総務課・総合政策部・社会福祉課・農林水産課・建設部・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局・その他災害の実態に応じ応急措置を実施する課 |
| 警戒本部体制 | ・総務部長・総務課長・企画課長・環境課長・農林水産課長・土木課長 ・社会福祉課長・消防課主幹・教育総務課長・成長戦略室長・地域活性化室長 |
| 災害対策本部体制 | ・市長・副市長・総務部長・総合政策部長・健康福祉部長・市民生活部長 ・産業振興部長・建設部長・会計管理者・病院事業管理者・病院局事務部長 ・水道事業管理者・教育長・教育部長・山陽総合事務所長・議会事務局長 ・小野田消防署長 |



《見直し後》

| 体 制 | 配備部・課・職員 |
|----------|---|
| 第一警戒体制 | ・総務課・建設部（農林水産課含む） |
| 第二警戒体制 | ・総務課・総合政策部・社会福祉課・農林水産課・建設部・山陽総合事務所 ・教育委員会事務局・その他災害の実態に応じ応急措置を実施する課 |
| 水防本部体制 | ・水防管理者（市長）・水防本部長（副市長） 副部長 ・総務部長・総合政策部長・健康福祉部長・市民生活部長・産業振興部長・建設部長 ・成長戦略室長・水道事業管理者・山陽総合事務所長・小野田消防署長 |
| 災害対策本部体制 | ・市長・副市長・総務部長・総合政策部長・文化・スポーツ振興部長・健康福祉部長 ・市民生活部長・産業振興部長・建設部長・成長戦略室長・会計管理者・病院事業管理者 ・病院局事務部長・水道事業管理者・教育長・教育部長・山陽総合事務所長 ・議会事務局長・小野田消防署長 |

水防本部体制の前段階として山陽小野田市警戒体制調整会議を設置する。

| | |
|------------|--|
| 警戒体制調整会議長 | 総務部長 |
| 警戒体制調整会議委員 | 総務課長 企画課長 環境課長 農林水産課長 土木課長 社会福祉課長 消防課主幹 教育総務課長 社会教育課長 成長戦略副室長 文化・スポーツ政策室長 地域活性化室長 |

[報告]

平成28年度山陽小野田市総合防災訓練の実施について

- 1 実施日時 平成28年10月2日（日）8時30分～12時
- 2 実施場所 山陽小野田市サッカー場・小野田運動広場
- 3 目的 大規模な土砂災害発生時の災害対策本部、初動対応の強化及び防災関係機関との連携強化
- 4 訓練内容 市災害対策本部訓練、市内パトロール訓練、広報訓練、土砂災害対応訓練、多重衝突事故対応訓練、炊き出し訓練、給水訓練、展示訓練
- 5 訓練参加者 全212名
《実働訓練》 全138名
- | | |
|-----------------------------|-----|
| (1) 本部長 | 市長 |
| (2) 本部員 | 17名 |
| (3) 本部員以外の市職員 | 55名 |
| (4) 陸上自衛隊山口駐屯地第13旅団第17普通科連隊 | 12名 |
| (5) 山口県警察機動隊 | 7名 |
| (6) 宇部・山陽小野田消防局 | 12名 |
| (7) 山陽小野田市消防団 | 4名 |
| (8) 株式会社FM山陽小野田 | 1名 |
| (9) 山口県産業ドローン協会 | 2名 |
| (10) 山陽小野田市赤十字奉仕団 | 15名 |
- 《展示訓練》 全74名
- | | |
|--|-----|
| (1) 下関地方気象台 | 4名 |
| (2) 西日本電信電話株式会社 | 10名 |
| (3) 株式会社ドコモCS中国 | 2名 |
| (4) 自衛隊山口地方協力本部宇部地域事務所 | 2名 |
| (5) 山陽小野田市社会福祉協議会 | 3名 |
| (6) 三菱電機ビルテクノサービス株式会社中国支社 | 6名 |
| (7) 西日本高速道路株式会社中国支社 | 3名 |
| (8) 山陽小野田市内在住防災士 | 35名 |
| (9) 日本赤十字社山口県支部赤十字防災奉仕団 | 2名 |
| (10) 日本赤十字社山口県支部宇部・ 山陽小野田アマチュア無線奉仕団 | 5名 |

6 訓練參觀者 全18名

- | | |
|---------------------------|----|
| (1) 陸上自衛隊山口駐屯地 第17普通科連隊長 | 2名 |
| (2) 海上自衛隊小月教育航空群司令 | 1名 |
| (3) 宇部海上保安署 | 2名 |
| (4) 國土交通省中國地方整備局宇部国道維持出張所 | 1名 |
| (5) 山陽小野田警察署 | 1名 |
| (6) 宇部・山陽小野田消防局 | 2名 |
| (6) 山陽小野田市消防団長 | 1名 |
| (6) 山陽小野田市女性団体連絡協議会 | 2名 |
| (7) 山陽小野田市民生児童委員協議会理事 | 1名 |
| (8) 山陽小野田市議會議員 | 5名 |